

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十三号

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町税条例施行規則（昭和四十九年聖籠町規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五号様式の一を次のように改める。

第5号様式の1

<p style="text-align: center;"><b>領収証書</b> (公)</p> <p>加入者名 聖籠町会計管理者 口座番号 納付者名</p> <p>科目</p> <p>会計年度 課課年度 期</p> <p>納付額 円</p> <p>督促手数料 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>合計納付額 円</p> <p>通知番番号</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="font-size: small;">この領収証書は5年間大切に保存してください。(納付者控え) 新潟県聖籠町</p>	<p style="text-align: center;"><b>納付書兼領収済通知書</b> (公)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">加入者名</td> <td style="width: 30%;">聖籠町会計管理者</td> <td style="width: 10%;">口座番号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">納付額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>通知番番号</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>課課年度</td> <td>期</td> <td>納期限</td> <td>科目</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">取りまとめ店 伊予ちよ銀行 長野野金庫積センター</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">切り取らないで金融機関に提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">督促手数料</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">納付者名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>円</td> <td>合計納付額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">15307 (聖籠町保管) 新潟県聖籠町</p>	加入者名	聖籠町会計管理者	口座番号		納付額		円	通知番番号							会計年度	課課年度	期	納期限	科目			督促手数料		円	納付者名		領収日付印	延滞金		円	合計納付額	円		<p style="text-align: center;"><b>原符兼払込金受領証</b> (公)</p> <p>加入者名 聖籠町会計管理者 口座番号 納付者名</p> <p>科目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">会計年度</td> <td style="width: 10%;">課課年度</td> <td style="width: 10%;">期</td> <td style="width: 10%;">納付額</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>合計納付額</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>通知番番号</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">15307 新潟県聖籠町 (金融機関控え)</p>	会計年度	課課年度	期	納付額	円	督促手数料					延滞金					合計納付額				
加入者名	聖籠町会計管理者	口座番号		納付額		円																																																	
通知番番号																																																							
会計年度	課課年度	期	納期限	科目																																																			
督促手数料		円	納付者名		領収日付印																																																		
延滞金		円	合計納付額	円																																																			
会計年度	課課年度	期	納付額	円																																																			
督促手数料																																																							
延滞金																																																							
合計納付額																																																							

第五十五号様式を次のように改める。

第55号様式

<p style="text-align: center;"><b>領収証書</b> (公)</p> <p>加入者名 聖籠町会計管理者 口座番号 納付者名</p> <p>科目</p> <p>会計年度 課税年度 期</p> <p>納付額 円</p> <p>督促手数料 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>合計納付額 円</p> <p>通知凸番号</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="font-size: small;">この領収証書は5年間大切に保存してください。(納付者控え) 新潟県聖籠町</p>	<p style="text-align: center;"><b>納付書兼領収済通知書</b> (公)</p> <p style="text-align: right;">取りまとめ店 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名 聖籠町会計管理者</td> <td>口座番号</td> <td>納付額 円</td> </tr> <tr> <td>通知凸番号</td> <td>科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>課税年度</td> <td>期</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%;">切り取らないで保証書とおまけとして大切に保管してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>督促手数料 円</td> <td>納付者名</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金 円</td> <td>合計納付額 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">15307 (聖籠町保管) 新潟県聖籠町</p>	加入者名 聖籠町会計管理者	口座番号	納付額 円	通知凸番号	科目		会計年度	課税年度	期	納期限			督促手数料 円	納付者名	領収日付印	延滞金 円	合計納付額 円	<p style="text-align: center;"><b>原符兼払込金受領証</b> (公)</p> <p>加入者名 聖籠町会計管理者 口座番号 納付者名</p> <p>科目</p> <p>会計年度 課税年度 期</p> <p>納付額 円</p> <p>督促手数料 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>合計納付額 円</p> <p>通知凸番号</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: right;">15307 新潟県聖籠町 (金融機関控え)</p>
加入者名 聖籠町会計管理者	口座番号	納付額 円																	
通知凸番号	科目																		
会計年度	課税年度	期																	
納期限																			
督促手数料 円	納付者名	領収日付印																	
延滞金 円	合計納付額 円																		

**督促状**

上記の金額が未納となっておりますので、至急納付してください。

なお、この督促状を受け取る前に郵便局や町外の金融機関で納付された場合は、納付の確認に日数がかかり、行き違いになることがありますのでご容赦ください。

聖籠町長 氏 名 印

上記の金額をこの督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押を受けることになります。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立にかかる決定の遡達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告(町長を被告の代表者)として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式  
(裏面)

**ご 注 意**

延滞金は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額になります。

**納付相談**

このまま放置されますと延滞金に加算されるばかりでなく、不本意ながら滞納処分を行うこととなります。今すぐ納められない特別の事情があるときは、担当課まで相談においでください。

第五十九号様式その一を次のように改める。

# 第59号様式 その1

## 年度 町民税・県民税申告書

受付 郵便番号  様方 様	世帯番号	個人番号	聖籠町長 様 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 年 月 日 提出	〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号	〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号
	現住所 聖籠町大字 フリガナ 氏名 職業				〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号
	税 務 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号				〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号 〒 県 市 区 町 丁目 番 号

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除の理由	控除の金額	控除を受けた元金の種類	所得等	
				1 収入金額等	2 所得金額
① 雑損控除	① 雑損の種類 ② 雑損の金額 ③ 雑損を受けた元金の種類		④ 雑損を受けた元金の種類	事業 ⑤ 雑損 ⑥ 雑損 ⑦ 雑損	⑧ 雑損
② 医療費控除	① 支払った医療費 ② 保険金などで補填される金額		③ 保険金などで補填される金額	収入 ④ 利 ⑤ 配 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 子 ⑨ 配 ⑩ 当 ⑪ 給 ⑫ 与
③ 社会保険料控除	① 社会保険の種類 ② 支払った保険料		③ 支払った保険料	収入 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 公 ⑨ 的 ⑩ 年 ⑪ 金 ⑫ 等 ⑬ 其 ⑭ の ⑮ 他 ⑯ 雑 ⑰ 損 ⑱ 給 ⑲ 与
④ 生命保険料控除	① 一般の保険料の計 ② 個人年金保険料の計		③ 個人年金保険料の計	収入 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 一 ⑨ 時 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑤ 地震保険料控除	① 地震保険料の計 ② 旧長期損害保険料の計		③ 旧長期損害保険料の計	事業 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑥～⑧ 寡婦(寡夫)、勤労学生控除	① 寡婦(寡夫)控除 ② 勤労学生控除 ③ 配偶者の氏名 ④ 配偶者の生年月日 ⑤ 配偶者の合計所得金額		⑥ 配偶者の氏名 ⑦ 配偶者の生年月日 ⑧ 配偶者の合計所得金額	事業 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 平 ⑨ 雑 ⑩ 損 ⑪ 給 ⑫ 与 ⑬ 雑 ⑭ 損 ⑮ 給 ⑯ 与
⑨ 障害者控除	① 障害者の氏名 ② 障害の程度		③ 障害の程度	所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑩～⑫ 配偶者控除、配偶者特別控除	① 配偶者の氏名 ② 配偶者の生年月日 ③ 配偶者の合計所得金額		④ 配偶者の氏名 ⑤ 配偶者の生年月日 ⑥ 配偶者の合計所得金額	所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑬ 扶養控除	① 扶養者の氏名 ② 扶養者の生年月日 ③ 扶養者の所得の区分 ④ 扶養の控除額		⑤ 扶養者の氏名 ⑥ 扶養者の生年月日 ⑦ 扶養者の所得の区分 ⑧ 扶養の控除額	所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑭ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑮ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑯ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑰ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑱ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
⑳ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉑ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉒ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉓ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉔ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉕ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉖ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉗ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉘ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉙ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉚ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉛ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉜ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉝ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉞ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㉟ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊱ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊲ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊳ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊴ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊵ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊶ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊷ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊸ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊹ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊺ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊻ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊼ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊽ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊾ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与
㊿ 控除額				所得 ④ 雑 ⑤ 損 ⑥ 給 ⑦ 与	⑧ 事 ⑨ 業 ⑩ 雑 ⑪ 損 ⑫ 給 ⑬ 与

### 5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収）
  自分で納付（普通徴収）

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税用)」をあわせて提出してください。  
 \* 表面にも記載する欄がありますから注意してください。

第59号様式 その1  
(裏面)

(裏)

**6 給与所得の内訳**  
(引当などの付与所得のある人で、源泉徴収額のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月収
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

**7 事業・不動産所得に関する事項**

所得の種別	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

**8 配当所得に関する事項**

配当所得の種別	所得の生ずる場所	支払額定年月	収入金額	必要経費

**9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項**

種別	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

**10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項**

総合課税	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
	短期				
長期					
一時					
合計					

右のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。  
行のニの金額を表面のニの所得金額欄へ記入してください。      ニ 合計 イ+((ロ+ハ)×1/2)

**11 事業専従者に関する事項**

氏名	続柄	生年月日	雇用月数	専従者給与(控除)額
合計額				
所得税における 青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし			

**12 別居の扶養親族等に関する事項**

氏名	住 所

**13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項**  
特定配当割に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を所得金額に合め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

**14 寄附金に関する事項**

都道府県、市区町村分	
住所地の共同募金会、 任意支部分	
条柳指定分	
市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ収用した金額を記入してください。ただし、認定非営利団体(法人以外の特定非営利活動法人)に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

**15 事業税に関する事項**

非課税所得など	
租税課税の特例適用前の 不 動 産 程 度	
事業用貸家の増設損失など	
前年中の課(戻)税	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等	

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要があるありません。



第六十一号様式の二その二を次のように改める。

第61号様式の2 その2

Form for reporting income and taxes. Includes sections for '所得' (Income), '所得控除' (Income Deductions), '納付額' (Payment Amount), and '指定番号 個人番号' (Designation Number, Individual Number).

第61号様式の2 その2 (裏面)

Calculation methods for various taxes. Includes sections for: ① 税額の計算方法 (Calculation of tax amounts), ② 税額控除 (四捨控除) (Tax amount deduction (rounding down)), ③ 税額控除 (記号控除) (Tax amount deduction (symbol deduction)), and ④ 税額控除 (寄附金税額控除) (Tax amount deduction (charitable contribution tax amount deduction)).

第七十二号様式その一を次のように改める。

第72号様式 その1

年度 軽自動車税 納税通知書 兼 領収証書 (公)

下記の軽自動車税を納期限までに納めてください。

納 期 限	年 月 日
-------	-------

課 税 内 訳	標 識 番 号 車 種	税 率
		円

納付者名		
税目 軽自動車税		加入者名 聖籠町会計管理者
会計年度	賦課年度	期
納付額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計納付額		円
		口座番号 00520-5-960351
		領収日付印 収入印紙不要

年 月 日 聖籠町長 氏名 (印)

行政 区	世帯 番号
整 理 番 号	通 知 書 番 号

この領収証書は5年間大切に保存してください。 153071 新潟県聖籠町  
 ◎賦課の根拠、納付場所、お問合せ窓口等については裏面に記載してあります。  
 よくお読みください。

納付者控 収納代行 地銀ネットワークサービス(株)
------------------------------

軽自動車税納税証明書 (継続検査用)

車 両 番 号
---------

有効期限： 年 月 日

上記車両について滞納のないことを証明します。

領収日付印のないもの、事項を訂正したもの又は無効の表示(\*\*\* )のあるものは効力はありません。

お支払の際は切り離さずにご提出ください。

領 収 日 付 印
-----------

聖籠町長

氏 名 (印)

納付者控 収納代行 地銀ネットワークサービス(株)
------------------------------

第72号様式 その1

(裏面)

1. この納税証明書は、四輪の軽自動車、二輪の小型自動車の継続検査の際使用いたします。  
その他の車両は必要ありません。
2. 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。
3. 滞納が天災その他やむを得ない事由による場合には、その旨記載されます。
4. この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。

軽自動車税について

1. この税は、地方税法および聖籠町税条例の規定によって、表記の車両にかかる軽自動車税です。賦課期日は毎年4月1日です。車種ごとに年税額が課税されます。
2. 税 額  
それぞれの車種についての税率は表記のとおりです。
3. 異議の申立て  
この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できるとされています。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
4. 督促及び滞納処分等  
納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、延滞金を徴収されるほか督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることとなります。
5. 身体障がい者等の減免  
身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方が所有する軽自動車等で一定の要件を満たす場合、申請により一台に限り、軽自動車税の減免を受けることができます。この場合は納期限の7日前までに申請してください。
6. 事故車両等の軽自動車税の課税保留について  
事故等で車両が消滅し、または行方不明あるいは標識の紛失等の理由で、正規の廃車手続きができない方は、提出書類等税務財政課へおたずねください。認定により課税を保留いたします。
7. 異動の申告等について  
軽自動車等の廃車、譲渡または使用者の住所変更は、ただちに申告してください。
8. お尋ねについて  
以上のことについてのお尋ねは、税務財政課軽自動車税担当にお願いします。

TEL0254 (27) 2111

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。